**郵送での住民票の写し等の取り寄せについて**

◇住民票の写しは、住所地で発行します。

住所が志摩市にある場合は、下記の要領で郵送によって取り寄せることができます。

■次の①～④を同封し、志摩市役所 市民課 郵送請求担当に請求して下さい。

**①申請書**

**住民票の写し等交付申請書**に必要事項を記入して下さい。

※昼間連絡のつく電話番号（自宅、携帯、勤務先等）を必ず記入して下さい。

**②手数料**

普通為替または定額小為替（ゆうちょ銀行にて取り扱い）を準備して下さい。

※為替には何も記入しないで下さい。

〔手数料〕　住民票の写し　１通３００円

**③返信用の封筒**

封筒に返送先の**住所（住民登録地に限ります）**・氏名を記入し、郵便切手を貼って下さい。

※速達・特殊郵便等を希望される場合はその旨を記入のうえ、送料を追加して下さい。

※送料が超過した場合は、不足分を受取人払いとさせていただきます。

**注）住民登録地以外に送付する必要がある場合は、事前に市民課にご相談下さい。**

**④本人確認書類**

運転免許証・マイナンバーカード（写真付）・その他官公署発行の顔写真付身分証明書・在留カード・特別永住者証明書、または国民健康保険証などで**氏名・住所が印字されているもの（各自で記入したものは不可）**のコピー

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①申請書

|  |
| --- |
| 住民票の写し等交付申請書 |

 | ②手数料

|  |
| --- |
| 普通為替または定額小為替○○○円 |

住民票　３００円 | ③返信用の封筒

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 住所氏名切手 |

 | ④本人確認書類

|  |
| --- |
| （コピー） |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 志摩市阿児町鵜方３０９８番地２２志摩市役所市民課 郵送請求担当切手 |

 |

（注）配達の日数と役所の処理日数が必要となりますので、日数に余裕をもって申請して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 【問合せ・請求先】 | 〒５１７－０５９２　　三重県志摩市阿児町鵜方３０９８番地２２志摩市役所　市民課　郵送請求担当ＴＥＬ（０５９９）４４－０２１０　　ＦＡＸ（０５９９）４４－５２６０ |

|  |
| --- |
| **送付先住所確認□　本人確認□** |
| **小為替** |  | **続柄確認□** |
| **切手** |  |

**住民票の写し等交付申請書**

（宛先）志摩市長

下記のものを、送付していただきますようお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 住民票の写し（世帯全員）　　　　　　　　　　　　　　 （３００円） | 通 |
| ２ | 住民票の写し（世帯の一部）　　　　　　　　　　　　　 （３００円） | 通 |
| ３ | 住民票の除票（亡くなった方、志摩市から転出された方） （３００円） | 通 |
| ４ |  | 通 |

|  |
| --- |
| 三重県志摩市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地 |

（１）住　　　所

|  |
| --- |
|  |
| （明・大・昭・平・令　　　　年　　　月　　　日生） |

（２）世帯主の氏名

（３）一部・除票の場合、必要な方の氏名

|  |
| --- |
|  |
| （明・大・昭・平・令　　　　年　　　月　　　日生） |

（４）記載内容（必要な事項の□に✔をしてください。）

■**日本人の方**□すべて省略　　　　□世帯主・続柄入り

□本籍・筆頭者入り

　□

**■外国人の方**　　　　□すべて省略　　　　□世帯主・続柄入り

□国籍入り

□在留関連入り

　□

**※必要とする旨の表示がない場合、記載が省略されます。**

**「すべて省略の住民票」には氏名・住所・生年月日・性別が記載されます。**

（５）必要とする理由

|  |
| --- |
|  |
| 上記の請求理由以外には使用いたしません。 |

（６）申請者（返送先）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒　　　　－ |
| フリガナ氏名(記名は要押印） |  | 生年月日 | 明・大・昭・平・令年　　　月　　　日 |
|  |
| 必要な方との続柄 |  | 昼間の連絡先 | （　　　　　　）　　　　　－ |

・偽りその他の不正な手段によって交付を受けたときは、住民基本台帳法の規定により過料に処せられます。

・プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

**※別世帯の方の住民票の写しを申請する場合は、委任状が必要です。**